

北海道立図書館利用手続規程

昭和 53 年 7 月 1 日館長決定
平成 12 年 6 月 13 日改正
平成 18 年 3 月 31 日改正
平成 19 年 4 月 16 日改正
平成 23 年 5 月 31 日改正
平成 26 年 1 月 24 日改正
平成 27 年 3 月 27 日改正
令和 3 年 3 月 30 日改正
令和 5 年 6 月 28 日改正
令和 6 年 3 月 22 日改正

(閲覧室)

第 1 条 北海道立図書館の閲覧室は、次のとおりとする。

- (1) 一般資料閲覧室
- (2) 北方資料閲覧室
- (3) 視聴覚室
- (4) 個人閲覧室

(閲覧の手続等)

第 2 条 閉架書庫の図書館資料を閲覧しようとする者は、閲覧申込書（別記第 1 号様式）又は検索機から出力した資料利用票をカウンターに提出して申し込むものとする。

- 2 閉架書庫の図書館資料を閲覧後に返却するときは、カウンターに返却しなければならない。
- 3 開架されている図書館資料を閲覧後に返却するときは、カウンター又は返却台に返却しなければならない。

(利用登録)

第 3 条 個人が、次に掲げるサービスを受けようとする場合は、北海道立図書館利用規則（昭和 53 年北海道教育委員会規則第 5 号、以下「利用規則」という。）第 22 条に規定する利用登録をしなければならない。

- (1) 図書館資料の貸出し（第 10 条に規定する直接貸出しの場合に限る。）
 - (2) 電子図書館の利用
 - (3) 国立国会図書館が行う図書館向けデジタル化資料送信サービス又は視覚障害者等用データ送信サービスにより送信を受けた資料及びデータの閲覧若しくは複製
- 2 利用登録は次の各号のいずれかの方法で行うものとし、登録完了後に利用者カードの交付を受けるものとする。
- (1) 利用登録申込書（別記第 6 号様式）を北海道立図書館又は北海道議会図書室に直接提出
 - (2) 利用登録申込書を北海道立図書館に郵送により提出
 - (3) 利用規則第 16 条各号に規定する機関（以下「図書館等」という。）のうち北海道立図書館の利用登録に協力する図書館等（以下「利用登録協力館」という。）に直接提出
 - (4) 北海道立図書館情報システムを利用しインターネットで仮利用登録した際に通知される仮利用者番号を北海道立図書館又は北海道議会図書室に来館し提示
- 3 前項の手続きの際は、氏名及び現住所が確認できる書類を提示しなければならない。なお、日本郵便の心身障害者用ゆうメールを活用した貸出サービスを受ける場合は、障害の程度が確認できる書類を併せて提示しなければならない。
- 4 利用登録協力館に関し必要な事項は、別に定める利用登録（協力館受付方

式) 実施要領(令和6年3月15日館長決定)によるものとする。

第3条の2 利用規則第22条の2に規定する個人番号カードを利用して図書館資料の貸出しを受ける場合は、あらかじめ個人番号カード及び利用者カードを提示して利用登録しなければならない。

2 個人番号カードを利用して図書館資料の貸出しを受けることができる場所は、北海道立図書館のみとする。

(複製)

第4条 来館して図書館資料の複製を求めようとする者は、一般資料については複製申込書(別記第2号様式)に、北方資料については北方資料複製申込書(別記第2号様式の4)に記入の上、カウンターに申し込み、承認を受けなければならない。

第4条の2 図書館間協力で借り受けた図書館資料の複製を求めようとする者は、他館借受資料複製申込書(別記第2号様式の2)に記入の上、カウンターに申し込み、承認を受けなければならない。

2 借り受けた図書館資料の複製については、所蔵館が複写可能と指定した資料のみ行うことができる。

3 所蔵館から特に指定があった場合は、複製は職員が行うものとする。

第4条の3 第3条第1項第3号に規定する複製を求めようとする者は、国立国会図書館デジタル送信資料複製申込書(別記第2号様式の3)又は視覚障害者用等データ送信サービス複製申込書(別記第2号様式の5)に記入の上、カウンターに提出して申し込むものとする。

2 複製は、職員の管理下にある機器により、職員が行うものとする。

第4条の4 来館せずに図書館資料の複製を求めようとする者は、複製申込書(郵送用)(別記第2号様式の6)又は同申込書に掲げる必要事項を記入した文書を作成し、郵送等により申し込むものとする。

(図書館間貸出し)

第5条 図書館間貸出しの種類は、次のとおりとする。

(1) 協力貸出し

(2) 支援貸出し

(3) 貸出文庫

(協力貸出し)

第6条 図書館等が、図書館資料の貸出しを受けることを協力貸出しという。

2 協力貸出しを受けようとする図書館等は、図書館資料貸出申込書(兼FAX送信票)(別記第3号様式)の送付、又は北海道立図書館情報システムを利用して申し込まなければならない。

3 協力貸出しによる図書館資料の発送は、当該図書館等の職員への直接手渡し又は郵送等(郵送、託送等で確実な送付手段をいう。以下同じ。)によるものとし、その費用は、館長が別に定める場合を除き、北海道立図書館が負担する。

4 協力貸出しによる図書館資料の返却は、北海道立図書館の職員への直接手渡し又は郵送等によるものとし、その費用は、貸出しを受けた図書館等の負担とする。ただし、道立学校図書館への協力貸出しに関しては、その費用は北海道立図書館が負担する。

5 前各項に定めるもののほか、協力貸出しに関し必要な事項は、別に定める北海道立図書館一般資料協力貸出要領、北海道立図書館北方資料協力貸出要領及び学校図書館協力貸出実施要領によるものとする。

(支援貸出し)

第7条 図書館等の図書館活動の支援のための貸出しを支援貸出しという。

2 支援貸出しを受けようとする図書館等は、別に定める支援活動用資料貸出申込書により申し込むものとする。

3 支援活動用資料の1回の貸出冊数は、1,000冊以内とし、その貸出期間は

1 年以内とする。ただし、館長が特に必要と認めるときは、この限りでない。
4 前条第3項及び第4項の規定は、支援貸出しについて準用する。

(貸出文庫)

第8条 読書グループや小規模な学校等(以下「読書グループ等」という。)の読書活動の支援のために行う貸出しを貸出文庫という。

2 貸出文庫は、1作品10冊をセットにし、図書館等を通じて読書グループ等に貸し出すものとする。

3 読書グループ等から貸出文庫の利用希望を受けた図書館等は、貸出文庫貸出申込書(別記第5号様式)により申し込むものとする。

4 第6条第3項及び第4項の規定は、貸出文庫について準用する。

(間接貸出し)

第9条 個人(直接貸出しを受けようとする者を除く。)又は団体が、図書館等を通じて図書館資料の貸出しを受けることを間接貸出しという。

2 間接貸出しより図書館資料の貸出しを受けようとする者は、受取りを希望する図書館等を通じて申し込むものとする。

3 第6条第3項及び第4項並びに次条第2項の規定は、間接貸出しについて準用する。

(直接貸出し)

第10条 直接貸出しの種類は、次のとおりとする。

(1) 個人貸出し

(2) インターネット予約貸出し

2 直接貸出しで貸出しを受けることができる図書館資料の点数は1個人10点までとし、貸出期間及び貸出対象の図書館資料は別に定める北海道立図書館一般資料直接貸出要領及び北海道立図書館北方資料直接貸出要領によるものとする。

3 身体障害又は知的障害等がある者が、日本郵便の心身障害者用ゆうメールを活用した貸出サービスを受けるときの必要な事項は、前項に定めるもののほか、別に定める心身障害者用ゆうメールによる貸出サービス実施要領(平成29年3月31日館長決定)によるものとする。

(個人貸出し)

第11条 個人が来館し、図書館資料の貸出しを受けることを個人貸出しという。

2 個人貸出しを受けた図書館資料の返却は、来館又は郵送等によるものとし、その費用は、個人貸出しを受けた個人の負担とする。

(インターネット予約貸出し)

第12条 個人が、北海道立図書館情報システムにインターネットで貸出予約申込みを行い、図書館資料の貸出しを受けることをインターネット予約貸出しという。

2 インターネット予約貸出しによる図書館資料の発送及び返却は、自宅への郵送等による自宅受取方式か、インターネット予約貸出サービスの受取館に指定されている図書館等を通じて行う受取館方式かのいずれかによるものとする。

3 自宅受取方式における郵送等の費用は、図書館資料の貸出しを受けた個人の負担とする。

4 第6条第3項及び第4項の規定は、受取館方式について準用する。

5 その他、インターネット予約貸出しに関し必要な事項は、別に定めるインターネット予約貸出サービス実施要領(平成18年3月28日館長決定)及びインターネット予約貸出サービス(北海道議会図書室受取)実施要領(平成27年3月27日館長決定)によるものとする。

(電子図書館)

第13条 電子図書館は、インターネットを通じて北海道立図書館ホームページ

の利用者ポータルに接続し、電子書籍を閲覧するサービスをいう。
2 電子図書館の利用に関し必要な事項は、別に定める電子図書館サービス実施要領（令和4年3月31日館長決定）によるものとする。

附 則

この規程は、決定の日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年6月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年1月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年3月31日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年3月22日から施行する。